

令和 6 年 6 月 日

(名称) 二本松市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

二本松市は、平成 17 年 12 月に二本松市、安達町、岩代町、東和町の 1 市 3 町が合併し誕生した。

平成 20 年 10 月に二本松市地域公共交通活性化協議会を設置して公共交通の見直しを進め、平成 22 年 3 月には、「市の拠点、地域の拠点を中心とした、市民の移動を支える“持続可能な交通体系”の確立」を目的として、二本松市地域公共交通総合連携計画を策定した。

二本松市地域公共交通総合連携計画に基づき公共交通の再編を行い、

①地域の拠点間は、路線バスと鉄道が担い、

②地域内は、コミュニティバスとデマンド型乗合タクシーがきめ細かく運行することとして、見直しを進めてきた。

令和元年 6 月には、二本松市地域公共交通総合連携計画の基本方針を継続する形で、二本松市地域公共交通網形成計画を策定した。

また、令和 2 年度に改正された地域公共交通活性化再生法等の内容を踏まえつつ、二本松市における公共交通のあり方について検討し、市民にとって利用しやすく、将来にわたり持続可能な交通体系を構築することを目的に、令和 6 年 3 月に二本松市地域公共交通計画を策定した。

現在、地域内を運行するコミュニティバスとデマンド型乗合タクシーは、通学や通勤、買い物、通院など地域住民の移動に利用され、特に、高齢者等のいわゆる交通弱者と呼ばれる方たちにとっては必要不可欠な移動手段となっており、今後とも市民の暮らしを支えるために安定的かつ継続的に運行していくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

「二本松市地域公共交通計画」において、「共に考え・取り組む公共交通の仕組みづくり」を目標として掲げており、目標値として市内の公共交通（コミュニティバス、デマンドタクシー、路線バス）の利用率 6.8 回／年・人（令和 4 年度は 6.6 回／年・人）と定めていることから、当該目標を達成するために以下のとおり対象系統の目標を設定する。

（二本松市地域公共交通 P. 42 及び P. 44 参照）

【参考】

目標公共交通利用率（6.8 回／年・人）

＝令和 10 年時点想定年間利用者数（350,000 人）÷令和 10 年時点想定人口（51,110 人）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
岩代地域コミュニティバス 一般利用者	7,804 人	7,736 人	7,666 人

《目標設定の積算根拠》

平成 29 年度年間輸送人員 514,281 人のうち岩代地域コミュニティバス一般利用者 8,249 人について、人口の減少を勘案し算出。

～推計人口について～

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 12 年
推計人口	55,183 人	54,644 人	54,105 人	53,567 人	53,029 人	52,491 人	52,031 人	51,571 人	50,190 人

※令和 2 年及び令和 7 年は二本松市人口ビジョン(令和 3 年 3 月策定)より。5 年間の減少数を均等に振り分けることで令和 4 年から令和 6 年までを算出。令和 8 年以降も同様に令和 7 年と令和 12 年の数値を参考に算出した。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

○「情報案内ツールの作成等」

公共交通をより多くの市民・来訪者等に利用してもらうため、情報を分かりやすく記載した情報案内ツールの作成を検討し、ホームページや広報誌、SNS 等を利用して幅広く周知する。(実施主体：市、事業者等)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

費用総額 47,957,000 円

二本松市から運行事業者へ委託金を支払い、運行业者より運行収入を、二本松市地域公共交通活性化協議会より国庫補助金をそれぞれ二本松市に納入してもらい清算している。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

年間利用者数により評価する。

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

平成20年度3回、平成21年度6回、平成22年度5回、平成23年度4回、平成24年度2回、平成25年度3回、平成26年度2回、平成27年度1回、平成28年度2回、平成29年度2回、平成30年度3回、令和元年度3回、令和2年度2回、令和3年度2回、令和4年度2回開催、令和5年度4回開催。

- ・平成20年10月に法定協議会を設置
- ・平成21年度第6回協議会（平成22年3月26日開催）において、二本松市地域公共交通総合連携計画を策定。
- ・平成24年度第1回協議会（平成24年6月26日開催）において、平成25年度生活交通ネットワーク計画（案）を示し、協議の結果、了承を得た。
- ・平成25年度第1回協議会（平成25年6月21日開催）において、平成26年度生活交通ネットワーク計画（案）を示し、協議の結果、了承を得た。
- ・平成26年度第1回協議会（平成26年5月27日開催）において、平成27年度生活交通ネットワーク計画（案）を示し、協議の結果、了承を得た。
- ・平成27年度第1回協議会（平成27年6月26日開催）において、平成28年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）を示し、協議の結果、了承を得た。
- ・平成28年度第1回協議会（平成28年6月27日開催）において、平成29年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）を示し、協議の結果、了承を得た。
- ・平成29年度第1回協議会（平成29年6月27日開催）において、平成30年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）を示し、協議の結果、了承を得た。
- ・平成30年度第1回協議会（平成30年6月29日開催）において、平成31年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）を示し、協議の結果、了承を得た。
- ・平成30年度第3回協議会（平成31年3月22日開催）において、二本松市地域公共交通網形成計画の素案について合意を得た。
- ・令和元年度第1回協議会（令和元年6月28日開催）において、令和2年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）を示し、協議の結果、了承を得た。
- ・令和元年度第2回協議会（令和元年8月8日書面開催）において、令和元年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更（案）を示し、了承を得た。
- ・令和2年度第1回協議会（令和2年7月27日開催）において、令和3年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）を示し、協議の結果、了承を得た。
- ・令和3年度第1回協議会（令和3年6月25日開催）において、令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）を示し、協議の結果、了承を得た。
- ・令和4年度第1回協議会（令和4年6月29日開催）において、令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）を示し、協議の結果、了承を得た。
- ・令和5年度第1回協議会（令和5年6月26日開催）において、令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）を、協議の結果、了承を得た。
- ・令和5年度第4回協議会（令和6年2月28日開催）において、二本松市地域公共交通計画の素案について合意を得た。
- ・令和6年度第1回協議会（令和6年6月 日開催）において、令和7年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）を、協議の結果、了承を得た。

19. 利用者等の意見の反映状況
二本松市地域公共交通活性化協議会は、住民及び利用者代表として、二本松市区長会、二本松市婦人団体連合会、二本松市PTA連合会、二本松市あだたらクラブ（老人会）、二本松商工会議所、あだたら商工会の代表者らで構成されており、これらの方から意見を聴取して本計画を作成した。
20. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
※該当なし
(2) 交通手段の検討状況
※該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 福島県二本松市金色 403 番地 1

(所 属) 二本松市 総務部 秘書政策課

(氏 名) 旗山 貴大

(電 話) 0243-23-1111 (内線 513)

(e-mail) sougouseisaku@city.nihonmatsu.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
二本松市	昭和タクシー株式会社	(1) 岩代地域 コミュニティバス 田沢コース	和田	百目木	安達東 高校前	往20.9km 復20.9km	365日	2201回			路線定期	①	補助対象地域間幹線 系統大平經由小浜線 と「岩代支所バス停」 ほか6箇所のバス停 で接続	③
	昭和タクシー株式会社	(2) 岩代地域 コミュニティバス 広瀬經由杉沢(上り) ※杉4	馬船	岩代中 学校前	安達東 高校前	往16.7km 復 km	365日	912.5回			路線定期	①	補助対象地域間幹線 系統大平經由小浜線 と「岩代支所バス停」 ほか6箇所のバス停 で接続	③
	昭和タクシー株式会社	(3) 岩代地域 コミュニティバス 広瀬經由杉沢(下り) ※一丁内	安達東 高校前	岩代中 学校前	一丁内	往17.9km 復 km	365日	182.5回			路線定期	①	補助対象地域間幹線 系統大平經由小浜線 と「岩代支所バス停」 ほか6箇所のバス停 で接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運送予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
二本松市	昭和タクシー株式会社	(1) 岩代地域 コミュニティバス 田沢コース	和田	百目木	安達東 高校前	往20.9km 復20.9km	365日	2192回			路線定期	①	補助対象地域間幹線 系統大平經由小浜線 と「岩代支所バス停」 ほか6箇所のバス停 で接続	③
	昭和タクシー株式会社	(2) 岩代地域 コミュニティバス 広瀬經由杉沢(上り) ※杉4	馬船	岩代中 学校前	安達東 高校前	往16.7km 復 km	365日	912.5回			路線定期	①	補助対象地域間幹線 系統大平經由小浜線 と「岩代支所バス停」 ほか6箇所のバス停 で接続	③
	昭和タクシー株式会社	(3) 岩代地域 コミュニティバス 広瀬經由杉沢(下り) ※一丁内	安達東 高校前	岩代中 学校前	一丁内	往17.9km 復 km	365日	182.5回			路線定期	①	補助対象地域間幹線 系統大平經由小浜線 と「岩代支所バス停」 ほか6箇所のバス停 で接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

（注）

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運送予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進特 例措 置	運送継続特 例措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起 点	経 由 地	終 点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
二本松市	昭和タクシー株式会社	(1) 岩代地域 コミュニティバス 田沢コース	和田	百目木	安達東 高校前	往20.9km 復20.9km	365日	2195回			路線定期	①	補助対象地域間幹線 系統大平經由小浜線 と「岩代支所バス停」 ほか6箇所バス停 で接続	③
	昭和タクシー株式会社	(2) 岩代地域 コミュニティバス 広瀬經由杉沢(上り) ※杉4	馬船	岩代中 学校前	安達東 高校前	往16.7km 復 km	365日	912.5回			路線定期	①	補助対象地域間幹線 系統大平經由小浜線 と「岩代支所バス停」 ほか6箇所バス停 で接続	③
	昭和タクシー株式会社	(3) 岩代地域 コミュニティバス 広瀬經由杉沢(下り) ※一丁内	安達東 高校前	岩代中 学校前	一丁内	往17.9km 復 km	365日	182.5回			路線定期	①	補助対象地域間幹線 系統大平經由小浜線 と「岩代支所バス停」 ほか6箇所バス停 で接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R10年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件 (別表7のみ)
二本松市	昭和タクシー株式会社	(1) 岩代地域 コミュニティバス 田沢コース	和田	百目木	安達東 高校前	往20.9km 復20.9km	366日	2205回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統大平經由小浜線と「岩代支所バス停」ほか6箇所 のバス停で接続	③
	昭和タクシー株式会社	(2) 岩代地域 コミュニティバス 広瀬經由杉沢(上り) ※杉4	馬船	岩代中 学校前	安達東 高校前	往16.7km 復 km	366日	915回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統大平經由小浜線と「岩代支所バス停」ほか6箇所 のバス停で接続	③
	昭和タクシー株式会社	(3) 岩代地域 コミュニティバス 広瀬經由杉沢(下り) ※一丁内	安達東 高校前	岩代中 学校前	一丁内	往17.9km 復 km	366日	183回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統大平經由小浜線と「岩代支所バス停」ほか6箇所 のバス停で接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運送予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R11年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
二本松市	昭和タクシー株式会社	(1) 岩代地域 コミュニティバス 田沢コース	和田	百目木	安達東 高校前	往20.9km 復20.9km	365日	2198回			路線定期	①	補助対象地域間幹線 系統大平經由小浜線 と「岩代支所バス停」 ほか6箇所バス停 で接続	③
	昭和タクシー株式会社	(2) 岩代地域 コミュニティバス 広瀬經由杉沢(上り) ※杉4	馬船	岩代中 学校前	安達東 高校前	往16.7km 復 km	365日	912.5回			路線定期	①	補助対象地域間幹線 系統大平經由小浜線 と「岩代支所バス停」 ほか6箇所バス停 で接続	③
	昭和タクシー株式会社	(3) 岩代地域 コミュニティバス 広瀬經由杉沢(下り) ※一丁内	安達東 高校前	岩代中 学校前	一丁内	往17.9km 復 km	365日	182.5回			路線定期	①	補助対象地域間幹線 系統大平經由小浜線 と「岩代支所バス停」 ほか6箇所バス停 で接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

（注）

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運送予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	二本松市
-------	------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	44180
交通不便地域等	11529

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
5,966	旧岩代町	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
5,563	旧東和町	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

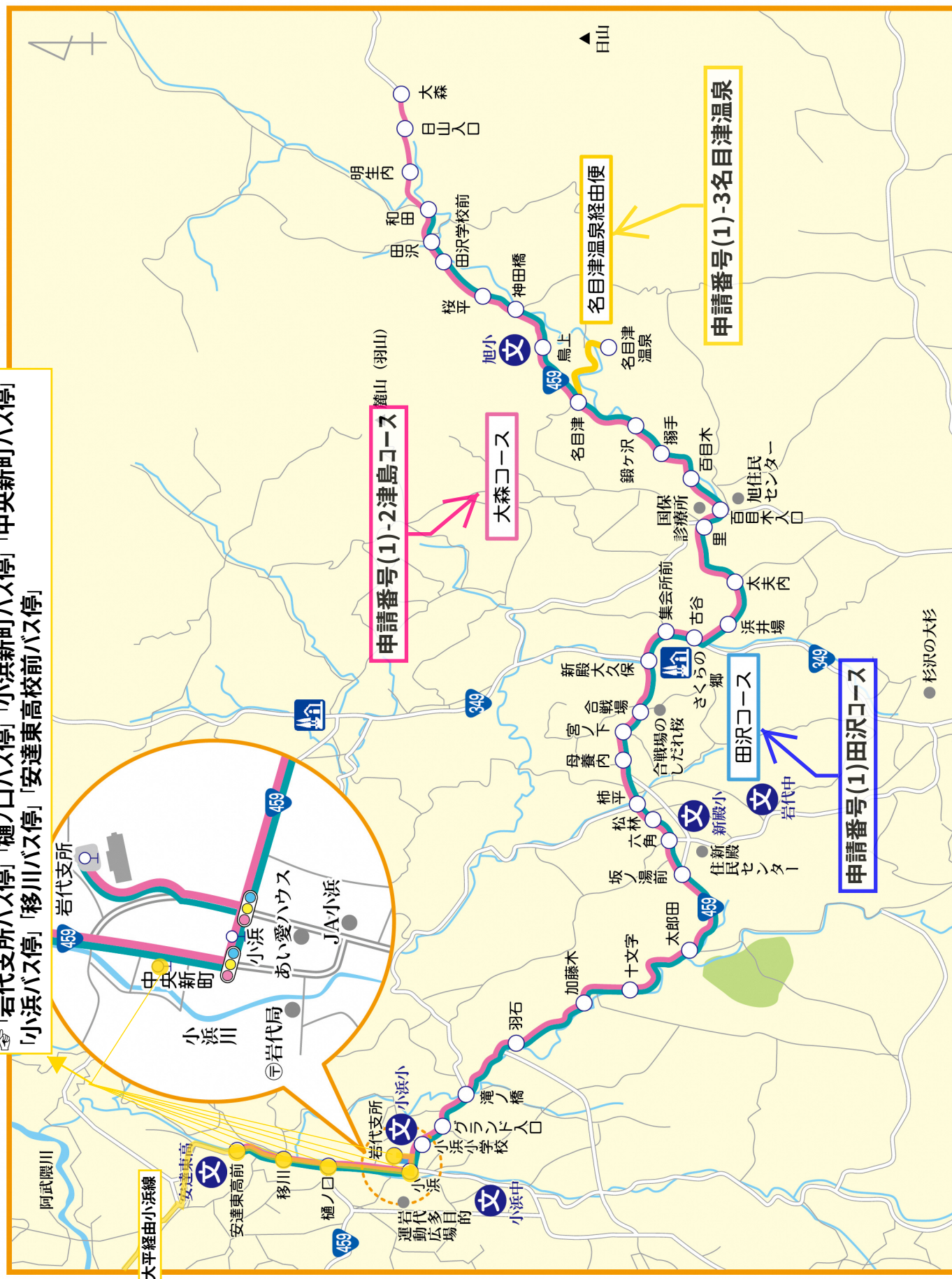
計画名	策定年月日	特例適用開始年度
二本松市地域公共交通網形成計画	令和元年6月13日	令和元年度
二本松市地域公共交通計画	令和6年3月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)



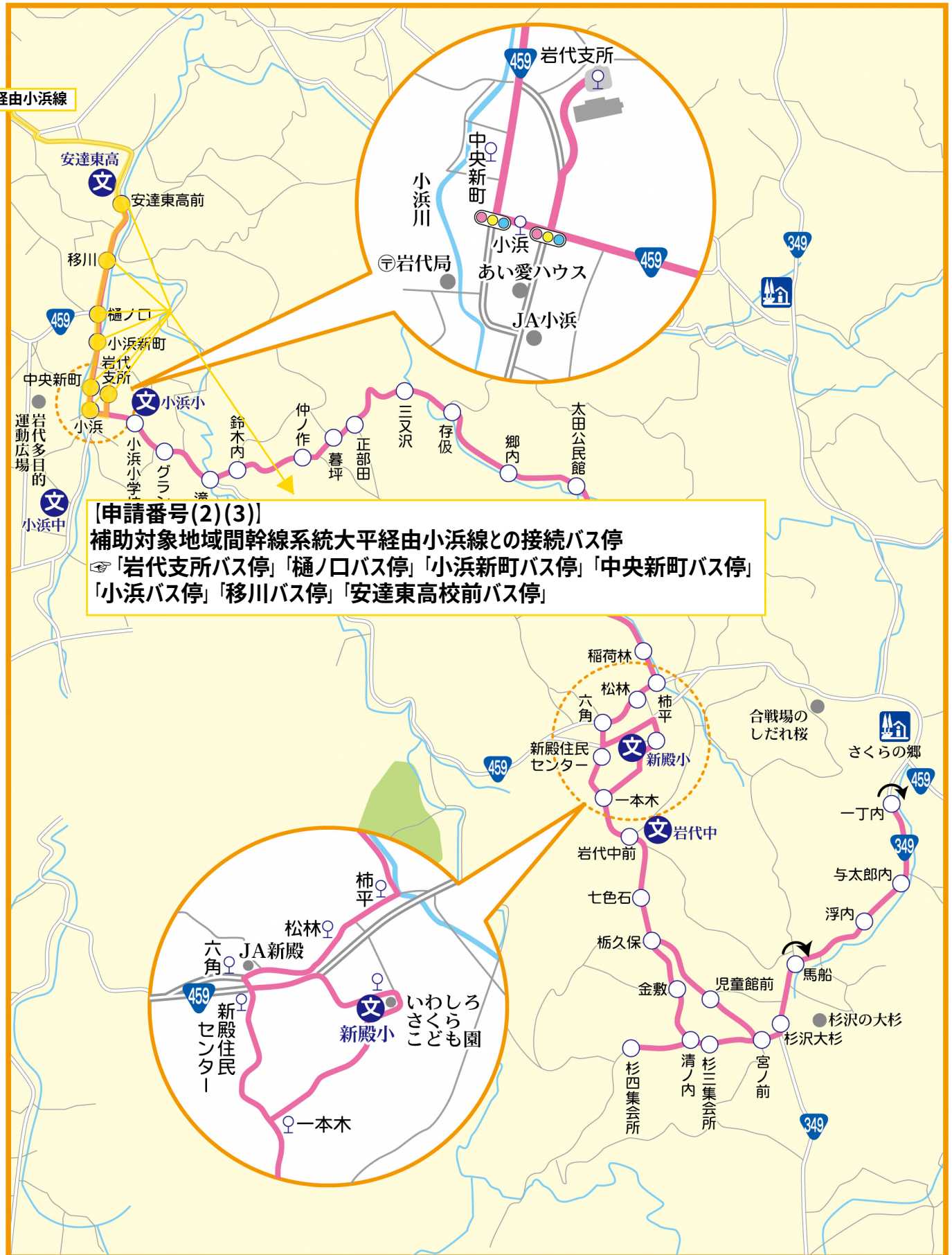
※二本松直通便のうち、岩代支所から若宮二丁目までは、福島交通路線バスとして運行します。

(岩代支所で一度精算が必要です。)

※二本松直通便は、安達東高校を經由しません。

コミュニティバス 広瀬経由杉沢・新殿小コース 路線図

大平経由小浜線



コミュニティバス 田沢(大森・和田)コース

往路【田沢⇒小浜方面】

主なバス停		往路1 (二本松直通便)	往路2 (和田)★	往路3 (大森)★	往路4 (大森)★	往路5 (和田)	往路6 (和田)	往路7 (名目津温泉経由便)★	往路8 (和田)
コミュニティバス	大森	—	—	8:50	13:50	—	—	16:40	—
	和田	6:48	7:08	8:54	13:54	14:46	16:31	16:44	18:06
	鳥上	6:52	7:12	8:58	13:58	14:50	16:35	16:48	18:10
	名目津温泉	—	—	—	—	—	—	16:53	—
	百目木	6:57	7:17	9:03	14:03	14:55	16:40	17:01	18:15
	太夫内	7:00	7:21	申請番号(1)-2 津島コース		14:59	16:44	申請番号(1)-3 名目津温泉	
	古谷	7:03	7:23			15:01	16:46	:21	
	新殿大久保	7:05	7:25	9:11	14:11	15:03	16:48	17:09	18:23
	母養内	7:07	7:27	9:14	14:14	15:06	16:51	17:12	18:26
	松林	7:09	7:29	9:16	14:16	15:08	16:53	17:14	18:28
	六角	7:11	7:31	9:17	14:17	申請番号(1) 田沢コース 平日運行		17:15	申請番号(1) 田沢コース 平日運行
	太郎田	7:14	7:34	9:20	14:20	7		17:18	
	加藤木	7:17	7:37	9:23	14:23	15:15	17:00	17:21	
	滝ノ橋	7:20	7:40	9:26	14:26	15:18	17:03	17:24	18:38
	岩代支所	7:25	7:45	9:31	14:31	15:23	17:08	17:29	18:43
安達東高校前	—	7:50	9:36	14:36	15:28	17:13	17:34	18:48	
路線バス	御免町	7:43	—	—	—	—	—	—	—
	二本松駅前	7:49	—	—	—	—	—	—	—
	若宮二丁目	7:54	—	—	—	—	—	—	—

復路【小浜⇒田沢方面】

主なバス停		復路1 (大森)★	復路2 (名目津温泉経由便)★	復路3 (和田)	復路4 (大森)★	復路5 (和田)	復路6 (二本松直通便)	復路7 (和田)★	復路8 (和田)
路線バス	若宮二丁目	—	—	—	—	—	16:07	—	—
	二本松駅前	—	—	—	—	—	16:10	—	—
	御免町	—	—	—	—	—	16:13	—	—
コミュニティバス	安達東高校前	6:54	11:44	14:04	14:54	15:44	—	17:19 (17:44)	18:54
	岩代支所	7:00	11:50	14:10	15:00	15:50	16:33	17:25 (17:50)	19:00
	滝ノ橋	7:06	申請番号 (1)-3 名目津温泉	14:13	15:03	15:53	16:36	17:28 (17:53)	19:03
	加藤木	7:12		14:16	15:06	15:56	16:39	17:31 (17:56)	19:06
	太郎田	7:18		14:19	15:09	15:59	16:42	17:34 (17:59)	19:09
	六角	7:24	12:02	14:28	15:18	16:02	16:46	申請番号(1) 田沢コース 全日運行	19:12
	松林	7:30	12:04	14:24	15:14	16:04	16:48		19:14
	母養内	7:36	12:06	14:26	15:16	16:06	16:50		19:16
	新殿大久保	7:42	12:08	14:28	15:18	16:08	16:52	17:43 (18:08)	19:18
	古谷	7:48	12:10	申請番号(1) 田沢コース 平日運行	15:22	申請番号(1) 田沢コース 平日運行	6:53	17:45 (18:10)	申請番号(1) 田沢コース 平日運行
	太夫内	7:54	12:16		15:28		6:56	17:48 (18:13)	
	百目木	7:57	12:19		15:31		7:00	17:52 (18:17)	
	名目津温泉	—	12:24	—	—	—	—	—	—
	鳥上	7:31	12:29	14:41	15:31	16:21	17:04	17:56 (18:21)	19:31
	和田	7:36	12:34	14:46	15:36	16:26	17:09	18:01 (18:26)	19:36
	大森	7:40	12:38	—	15:40	—	—	—	—

※★印は、土日祝日も運行します。

※復路7の土日祝日のダイヤはカッコ内の時間となります。

※スペースの都合上、主なバス停のみ記載しています。

往路【馬船⇒小浜方面】

主なバス停	往路1 ★	往路2 ★	往路3 ★一丁内折返し	往路4 一丁内折返し	往路5 一丁内折返し	往路6 ★	往路7 ★
馬船	7:15	12:00	14:20	15:10	16:00	16:40	18:20
一丁内(Uターン)	—	—	14:24	15:14	16:04	—	—
宮ノ前	7:16	12:02	14:27	15:17	16:07	16:42	18:22
杉三集会所	7:17	12:03	14:28	15:18	16:08	16:43	18:23
杉四集会所	—	12:05	14:30	15:20	16:10	16:45	18:25
金敷	7:18	12:08	14:33	15:23	16:13	16:48	18:28
栃久保	7:19	12:09	14:34	15:24	16:14	16:49	18:29
岩代中学校前	7:20	12:11	14:36	15:26	16:16	16:51	18:31
新殿小学校	—	—	—	—	—	—	—
新殿住民センター	7:24	12:14	14:39	15:29	16:19	16:54	18:33
六角	7:25	12:15	—	—	—	16:55	—
太田公民館	7:31	12:21	—	—	—	17:01	—
暮坪	7:36	12:26	—	—	—	17:06	—
滝ノ橋	7:39	12:28	—	—	—	17:08	—
岩代支所	7:44	12:33	—	—	—	17:13	—
安達東高校前	7:49	12:38	—	—	—	17:18	—

申請番号(2)-2
広瀬経由杉沢
(上り)

申請番号(2)
広瀬経由杉沢
(上り)※杉4

申請番号(2)
広瀬経由杉沢
(上り)※杉4

復路【小浜⇒杉沢・馬船方面】

主なバス停	復路1 ★	復路2 ★一丁内折返し	復路3 一丁内折返し	復路4 一丁内折返し	復路5 ★	復路6 ★
安達東高校前	11:18	13:38	—	—	—	17:38
岩代支所	11:25	13:45	—	—	—	17:45
滝ノ橋	11:30	13:48	—	—	—	17:50
暮坪	11:35	13:50	—	—	—	17:55
太田公民館	11:40	13:56	—	—	—	18:01
六角	11:42	14:02	—	—	—	18:02
新殿住民センター	11:43	14:03	14:53	15:43	16:23	18:03
新殿小学校	11:50	14:10	15:00	15:50	16:30	18:10
岩代中学校前	11:53	14:13	15:03	15:53	16:33	18:13
児童館前	11:57	14:17	15:07	15:57	16:37	18:17
馬船(UターンA)	12:00	14:20	15:10	16:00	16:40	18:20
浮内	—	14:22	15:12	16:02	—	—
与太郎内	—	14:23	15:13	16:03	—	—
一丁内(UターンB)	—	14:24	15:14	16:04	—	—

申請番号(2)-3
広瀬経由杉沢
(下り)

申請番号(2)-3
広瀬経由杉沢
(下り)

申請番号(3)
広瀬経由杉沢
(下り)※一丁内

※★印は、土日祝日も運行します。

※★印のない便は、新殿小の登校日のみ運行となります。夏休みなどの学休日は運休となります。

※新殿小の学校行事等により運行時間に変更となる場合があります。変更となる場合は、バス車内・市のウェブサイトでお知らせします。

※新殿小児童の通学利用は、指定の集合場所での乗降車となります。

※スペースの都合上、主なバス停のみ記載しています。

二本松市管内図

